

「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

(意見募集期間：平成24年12月8日～平成25年1月7日)

【意見提出 4件】

No	提出された意見（全文）	総務省の考え方
1	<p>現行の広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の周波数割当て（使用区域：全国）にあたっては、移動通信分野への新規参入や技術間競争を促進する観点から開設計画の認定申請者に対する第三世代移動通信事業者（3G事業者）の出資が3分の1以下に制限された結果、当社は多様な業種からの出資を受けながら、携帯電話とは異なるシステムの導入や従来の垂直統合型の携帯電話ビジネスモデルと異なる水平分離型のビジネスモデルの導入等によりモバイルデータ通信市場を牽引してきました。</p> <p>以上のとおり3G事業者の出資制限は新たなサービスの創出等に効果を発揮することは認識している一方で、今後の更なるBWAサービスの充実と高度化を図るための事業展開を考えた場合、新たな設備投資等の資金調達の自由度の確保は非常に重要であり、また基地局設置ロケーション等のインフラ共用は必須な状況にあり他事業者との連携強化は喫緊の課題であることから、資金調達や業務提携の自由度を高めるため、将来競争環境の変化等が起こった場合には3G事業者の出資制限の廃止を検討して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>本件改正案へ賛同する御意見として承ります。</p> <p>また、将来的に環境変化が生じた場合等への御意見については、参考意見として承ります。</p>
2	<p>広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）は、「公衆向け広帯域データ通信サービスを行うための無線システム」として消費者から支持され、これまでもモバイルデータ通信需要を喚起し、市場を牽引してきました。</p> <p>このことは、現行のBWAの周波数割当て（使用区域：全国）にあたり、開設計画の認定申請者に対する第三世代移動通信事業者の出資が3分の1以下に制限された結果、他業界からの出資と参画が促進され、BWAの通信インフラ整備や新たなデバイス・サービスの創出が図られたことによるものと考えます。</p> <p>したがって、今後も携帯電話サービスでは実現できない超高速サービスの提供等による有線と同等のブロードバンド環境の実現、新たな市場の開拓等を行っていくためには、第三世代移動通信事業者とは異なる事業者によるサービス提供が本来望ましいと考えます。</p> <p>その上で、多額の投資が必要な通信事業において事業継続性をより確かなものとするためには、これまで以上に当社が株主として一定の責任を果たす必要があるとも考えており、今回の訓令案を恒久的なものとするのではなく、環境変化に応じて第三世代移動通信事業者の出資比率の引き上げについて検討頂くことを要望致します。</p> <p>なお、2.5GHz帯におけるBWA高度化に向けた周波数拡大に際しては、出資に関する条件について改めて整理がなされるものと考えておりますが、その場合は現行のBWAの周波数についても同一の条件として頂くよう、ご検討をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	

3	<p>本件改正案によると、例えば、免許主体により3分の1以上の議決権が保有されている者に3分の1以上の議決権を保有されている者に・・・保有されている者というように、永遠に対象が広がるものと思われます。しかし、3分の1の議決権というものは、過半数に足りないことから、必ずしも法人等の意思決定を支配するために十分でないと思います。このため、このような規定では、対象範囲が広がりすぎると思います。</p> <p>したがって、3分の1以上の議決権という要件は、免許主体と直接の関係に課するにとどめ、それ以上の間接的な関係については、議決権の過半数とすべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本件改正案のうち免許主体に関する改正については、2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定の有効期間終了後の開設指針(2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件(平成19年総務省告示第457号))の適用関係について明確化したものであって、新たに規制を加えるものではありません。</p>
4	<p>改正案に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本件改正案へ賛同する御意見として承ります。</p>